

周南公立大学会計事務支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、  
本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和8年2月10日

公立大学法人周南公立大学  
理事長 高田 隆

## 1 業務の概要

### (1) 業務名称

周南公立大学会計事務支援業務

### (2) 業務の目的 「仕様書」のとおり

### (3) 業務内容 「仕様書」のとおり

### (4) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (5) 履行場所

山口県周南市学園台 843-4-2

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

### (1) 公認会計士法に基づき設立された監査法人であること。

### (2) 地方独立行政法人会計基準に精通し、公立大学法人への会計支援実績を有すること。

### (3) 公立大学法人周南公立大学契約事務に係る取引停止等の取り扱い要領に基づく取引停止措置を受けていない者。又は同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者。

### (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

### (5) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

### (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手

- 続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始のなされていない者であること。
- (9) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当しない者。

### 3 参加手続

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒745-8566 山口県周南市学園台 843-4-2

公立大学法人周南公立大学 総務部 経理課

電話 (0834) 28-1204

FAX (0834) 28-8790

E-mail keiri@shunan-u.ac.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南公立大学ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <https://www.shunan-u.ac.jp/>

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書(様式1)を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和8年2月10日(火)9時から令和8年2月17日(火)17時までとする。(ただし、受信確認は、9時から17時までとする。)

ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和8年2月18日までにメールにて回答する。

- (4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参を原則とするが、メールでの提出も可とする。

イ 提出期限

令和8年2月19日(木)17時までとする。

ウ 提出場所

(1) に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

- (5) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年3月2日(月)17時までとする。

- イ 提出場所  
(1) に同じ。
- ウ 提出方法  
郵送又は持参
- エ 提出部数  
5部（正本4部、副本1部）

#### 4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、本学が設置する「周南公立大学会計事務業務プロポーザル評価委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

##### (1) プレゼンテーション・ヒアリング評価

日程 令和8年3月3日（火）から3月6日（金）のうち1日（予定）

#### 5 契約方法

受託候補者と本学との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南公立大学契約事務取扱規程（令和4年規程第14・4号）の定めるところによるものとする。

#### 6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

- ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
- キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。